

## 在職職員からの紹介入職による報奨金及び入職祝い金規程

### （目的）

第1条 この規程は、聖霊会の病院等に第2条における国家資格免許職種職員確保の手段として在職中の職員からの照会を周知推奨及び中途採用者に対する入職祝い金を支給することで病院等の運営の一助とし、且つ紹介職員等の意欲向上を促進し、さらに安定した職員確保を図ることを目的とする。

### （募集職種等）

第2条 募集職種は、以下のとおりとし、紹介時に募集している常勤職員に限るものとする。

- ア.助産師・看護師（何れも勤務経験3年以上）
- イ.薬剤師（既卒者とする）
- ウ.その他、時期により聖霊会が必要と判断した職種

### （報奨金の対象者）

第3条 報奨金の対象になる採用者は以下の要件に該当しない者とする。

- ア.紹介者本人、夫婦及び家族等で聖霊病院が親族と判断した者
- イ.紹介者と婚姻関係にあった者
- ウ.以前に聖霊会（聖霊病院等）を退職した再就職者
- エ.年齢50歳以上の者
- オ.実務経験が3年未満の者
- カ.その他、聖霊会が非該当と判断した場合

### （入職祝い金の対象者）

第4条 入職祝い金は、当該規程第3条の対象者が職員から紹介を受けた場合の外、紹介業者等を通じず、自ら採用を聖霊会に申し出希望した既卒中途採用者にも支給するものとする。

### （報奨金及び入職祝い金の手続き等）

第5条 職員紹介の報奨金については、紹介者が職員紹介状（様式1）を記入し、関係書類とともに人事課に提出する。人事課は、決裁終了後に速やかに採用手続き及び給与支給月次に合わせ支給手続きをとるものとする。

2. 入職祝い金については、該当者が入職祝い金申請書（様式2）を記入して人事課に提出する。人事課は、決裁終了後に速やかに給与支給月次に合わせ支給手続きをとるものとする。

### （報奨金及び入職祝い金の額）

第6条 報奨等金額は以下のとおりとする。

- ア.紹介者は、報奨金として一人あたり5万円を支給する。
- イ.採用者は、入職祝い金として一人あたり15万円を支給する。

(報奨金及び入職祝い金が支払えない場合)

第7条 報奨金の対象が以下の要件に該当する場合は、報奨金の支給はしないこととする。

ア.最初の採用試験(トライアル雇用職員)面接にて、不採用の場合

イ.トライアル雇用期間で雇用契約が終了した場合

ウ.一般職員採用後4カ月以内に辞めた場合

(報奨金及び入職祝い金の支払等)

第8条 報奨金及び入職祝い金の支払時期については、当該採用者がトライアル雇用期間終了後に一般職員として雇用契約してから4カ月経過後の最初の月次給与で手当として支給するものとする。

(その他)

第9条 本規程に定めのない事項については、聖霊会がその都度、協議検討し決定するものとする。

## 附 則

1.本規程は、令和2年7月1日から施行する。